

掛川市条例第21号

掛川市板沢財産区議会設置条例をここに公布する。

令和3年9月15日

静岡県知事

川勝平太

(別紙)

## 掛川市板沢財産区議会設置条例

### (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第295条の規定に基づき、掛川市板沢財産区（以下「財産区」という。）に議会を置く。

### (議会の議員の定数)

第2条 議会の議員（以下「議員」という。）の定数は、12人とする。

### (議員の任期)

第3条 議員の任期は、4年とする。

2 前項の任期は、一般選挙の日から起算する。ただし、任期満了による一般選挙が議員の任期満了の前に行われた場合において、前任の議員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の議員が全てなくなったときは議員が全てなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

3 補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (議員の選挙権)

第4条 財産区の区域内に引き続き3月以上住所を有する者で市の議会の議員の選挙権を有するものは、議員の選挙権を有する。

### (議員の被選挙権)

第5条 前条の選挙権を有する者で年齢満25年以上のものは、議員の被選挙権を有する。

2 前項の年齢は、選挙の期日より算定する。

### (選挙人名簿)

第6条 議員の選挙に用いる選挙人名簿は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第19条の規定により調製された選挙人名簿のうち、議員の選挙権を有する者に係る選挙人名簿又はその抄本によるものとする。

### (選挙人名簿の調製)

第7条 掛川市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、議員の選挙を行う場合は、選挙人名簿を調製しなければならない。

2 選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、性別及び生年月日等を記載しなければならない。

### (選挙人名簿の効力)

第8条 選挙人名簿は、次の選挙を行う場合において調製する選挙人名簿が確定するまでの間その効力を有する。

(選挙人名簿の再調製)

第9条 委員会は、天災事変その他の事故により必要があるときは、更に選挙人名簿を調製しなければならない。

2 第7条の規定は、前項の規定により選挙人名簿を再調製する場合について準用する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 掛川町板沢区議会設置条例（昭和26年条例第27号）は、廃止する。